

平成25年第2回東洋町議会臨時会会議録

平成25年2月21日（木）

東洋町議会

余 白

平成25年第2回東洋町議会臨時会会議録

招 集 場 所 東洋町役場議会議場
開 会 平成25年2月21日(木) 10時00分宣告
出 席 議 員 (9名)

議長	小野 正路 君	副議長	今宮 裕明 君
1番	西岡 尚宏 君	2番	高畠 俊彦 君
3番	小松 熙 君	4番	欠 員
5番	小林 幸三 君	6番	松本 太一 君
7番	田島毅三夫 君	8番	佐竹 新一 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため、会議に出席した者の職氏名。

町 長	松延 宏幸 君
副 町 長	大坂 哲也 君
会 計 管 理 者	弘田 賀軌 君
教 育 長	片岡 芳則 君
総 務 課 長	奈良崎幸一 君
税 務 課 長	安岡 良仁 君
住 民 課 長	光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長	光本 速雄 君
教 育 次 長	藤村明美智 君
地域包括支援センター事務局長	蛭子 浩久 君
総務課長補佐	北川 晃彦 君

本会議に職務のため、出席した者の職氏名。

議会事務局長	生松 克祐 君
事務局書記	築地 仲音 君

議 事 日 程
議事のてんまつ
会議録署名議員

別紙のとおり
別紙のとおり
9番 今宮 裕明 君 1番 西岡 尚宏 君

平成25年第2回東洋町議会臨時会議事日程

平成25年2月21日（木） 午前10時開議

[日程第1] 会議録署名議員の指名

[日程第2] 会期の決定

[日程第3] 議案第2号 東洋町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事請負
変更契約の締結について

[日程第4] 議案第3号 東洋町光ケーブル整備事業放送施設工事請負変更契約
の締結について

平成25年第2回東洋町議会臨時会 平成25年2月21日 木曜日
議事のてんまつ

議長

(小野 正路議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。これより平成25年第2回東洋町議会臨時会を開会致します。

(開会時間：10時00分)

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりであります。日程に入る前に町長から発言の申出がありましたのでこれを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。臨時会開会に当たりまして一言、開会のご挨拶を申し上げます。1月30日に第1回臨時会を開催させていただきましたばかりでございましたが、本年、第2回目となる臨時会を招集させていただきました。大変恐縮しておりますけれども、ご理解を願うところでございます。

本日の臨時会での上程議案でございますが、東洋町光ケーブル整備事業の工期の変更と請負契約額の減額変更に伴う案件2件となっております。また、先の臨時会では一日、一刻でも早く海の駅再建工事に着手したいという想いで予算を可決をしていただきました。そして、速やかに入札を実施し、本来ならば本日、請負契約締結議案も同時に提出したいと考えておりましたけれども、県から補助金交付決定は2月8日付けとなる旨、その日の夕刻に電話連絡をいただいたところでございます。

指名業者側としては入札通知受取後、設計見積りの日数に2週間程度必要とのことでございますので、連休もございましたし、日程的にも事務处理的にも無理をすることを避けまして、2月27日に入札を実施することと致しました。無事入札が完了すれば3月定例会の開会日に本契約締結の議決をいただきたいと考えているところでございます。

大変、慌ただしい日程となりましたことにお詫びを申し上げますとともに、どうか議会議員皆様のご理解を重ねてお願いを申し上げまして開会の挨拶とさせていただきます。

議長

(小野 正路議長)

町長の発言が終わりました。日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、9番、今宮裕明君並びに1番、西岡尚宏君を指名致します。

日程第2、会期の決定の件を議題と致します。議会運営委員会で検討されておりますので委員長の報告を求めます。松本議会運営委員長。

議会運営委員長 (松本 太一議会運営委員長)

それでは報告を行います。平成25年第2回臨時会議会運営委員会は本日、午前9時に開催を致しまして、本臨時会の会期及び運営等について協議致しました結果、会期は本日1日限りと決定致しました。以上で報告を終わります。

議長 (小野 正路議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮り致します。ただいまの委員長の報告のとおり、本臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よって会期は本日1日間と決定致しました。

日程第3、議案第2号、東洋町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事請負変更契約の締結についての件と、日程第4、議案第3号、東洋町光ケーブル整備事業放送施設工事請負変更契約の締結についての2件をこの際一括議題と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。(自席より異議なしの発言あり。)異議なしと認めます。よってさよう決しました。直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

それではご提案を申し上げます。議案第2号、東洋町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事請負変更契約の締結についてでございます。工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。平成25年2月21日提出でご

ございます。提案理由でございます。平成24年5月9日に請負契約を締結した平成23年度繰越事業東洋町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事について、変更設計による請負金額及び工期の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

続きまして、議案第3号、東洋町光ケーブル整備事業放送施設工事請負変更契約の締結について、工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成25年2月21日提出でございます。提案理由でございますが、平成24年6月20日に請負契約を締結した平成23年度繰越東洋町光ケーブル整備事業放送施設工事について、変更設計による請負金額及び工期の変更を行うため、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。なお、内容につきましては総務課長に説明をさせます。

議長

(小野 正路議長)
奈良崎総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

それでは私から説明をさせていただきます。議案第2号、東洋町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事請負変更契約の締結についてでございます。工事請負変更契約の締結について、工事名は平成23年度繰越東洋町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事でございます。変更前の契約金額は9億5,865万円でございます。変更後の契約金額は8億9,912万4,450円でございます。変更減額は5,952万5,550円となっております。契約の相手方は高知市帯屋町2丁目5番11号、西日本電信電話株式会社高知支店支店長秋山貴之でございます。変更前の工期、平成24年5月10日から25年2月28日までを平成25年3月15日までと15日間の増でございます。主な変更内容につきましてご説明させていただきます。

架空光ケーブル新設幹線が45,861メートルを47,835メートルに、1,974メートル増の変更でございます。地下管路内光ケーブル敷設工事でございます。これが連絡線になります。これが43,6

54メートルを43, 235メートルになっております。419メートルの減の変更でございます。

続きまして、IP告知端末の台数の変更でございます。当初は1, 668台。変更で1, 250台になっております。418台の減の変更でございます。IP告知引込み宅内工事（自席よりその資料はとの発言あり。）

議長

（小野 正路議長）

休憩します。

（休憩時間：10時10分）

資料配布

休憩前に引き続き会議を開きます。総務課長。

（再開時間：10時17分）

総務課長

（奈良崎 幸一総務課長）

IP告知引込み宅内工事でございます。1, 620箇所から1, 163箇所が457箇所が減の変更でございます。加入率が71.79パーセントになっております。

続きまして、議案第3号、工事請負変更契約の締結について、工事名は平成23年度繰越事業東洋町光ケーブル整備事業放送施設工事でございます。変更前の契約金額は2億5, 095万円でございます。変更後の契約金額は2億3, 764万6, 500円でございます。1, 330万3, 500円が変更減でございます。契約の相手方は高知市本町4丁目2番52号で、日本電気株式会社高知支店支店長西尾光由でございます。工期の変更でございます。平成24年6月21日から平成25年2月28日までを平成25年3月22日までとします。22日の増でございます。主な変更内容でございますが、光電変換装置1, 620台を1, 250台にしております。370台の減の変更でございます。続きまして、アンテナ基地、設置位置の変更でございます。野根八幡宮付近から野根漁協付近に設置をしております。こういう変更を伴いまして請負金額と工期の変更をしております。以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

（小野 正路議長）

提出者の説明が終わりました。これより日程第3、議案第2号、東洋

町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事請負変更契約の締結について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番

(田島 毅三夫君)

何点か質疑させていただきます。先ほども課長が急遽、下に降りてデータを取ってきました。これも、今日も議運で説明を受けて、また議運以外のものはこの本議会で説明を受けてそのまま質疑、そして討論、あるいは採決に入るわけですが、何度も言うております。予算を伴う議案については事前に金額も添えて議会在、議員が精査できるデータを揃えていただきたい。何度言っても駄目なんですだからね。もう一度、ここで再確認しておきたい。今後こういうことについては事前に資料を出していただくと約束をしていただきたいですが、どうでしょうか。お願いしておきます。

質疑に入ります。課長から今、いただいた資料の中に何点か疑問点がありますのでお聞きしておきます。まず、ケーブル、あるいは端末の台数、引込み工事の減、また増もあります、そういうものによって今回、合計7,282万円が減額されたと説明を受けました。お聞きしたいのは、この一つ一つについて私たちは確かに議会の中で、23年度の予算の中で採決したときには、総額を説明されて可として採択をしてきたわけでございますけれども今回、個々について減額されるのであればもとの金額はどれぐらいであったのか。それからこの減、あるいは増の部分がどれぐらいの金額になっているのか説明を願いたいと思います。

それからIPの告知端末の減の変更418台についてお聞きしたいと思いますが、世帯が1,200世帯なのに1,668台予定していたという説明を願いたいと思います。それから聞くところによりましたら、私は設置しに来た業者から聞きましたが、1基、ワンセット約20万円掛かると説明を受けました。それで計算していたんですが、この前418台ということは、その金額を掛けてよろしいのでしょうか。それでもければその金額418台減がどれぐらいの金額のマイナスになるのかお聞かせ願いたい。それから1,974メートルの増の部分についても説明をお願いしたいと思います。それを差し引いた結果、これぐらいの減になっていると、全ての項目について金額をお聞かせ願いたいと思います。

それから先ほどの議運の中で執行部から説明がありました。テレビは中止の可能性があると、申し込んでそれがいけると思っていたのが、放

送局との折衝の中で厳しい状況にあると町長から説明がありましたね。もともと請負12億オーバーの請負金額の中にこのテレビ関係の部分は入っていたのでしょうか。なかったのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。もし、(自席より執行部発言あり。)

議長

(小野 正路議長)

休憩します。

(休憩時間：10時25分)

休憩前に引き続き会議を開きます。田島毅三夫君。

(再開時間：10時26分)

7番

(田島 毅三夫君)

この減額の分については、例えば申告する、申請する住民さんの都合で延期をされた、本来なら2月末の28日までに工事完了という契約だったのですが、それが住民さんの都合によって3月15日まで延びたと説明を受けました。そういう場合は減額でなくて増額になるのではないのでしょうか。申請者側の都合で伸びた工事の延期については、こちらの責任で増額になるのではないか。そう思うんですが、その説明もお願いしたいと思います。それから先ほど中途半端になりましたが、もう一度、確認しておきます。このIP告知端末の1基当たりの当初契約金額をお聞きしておきます。再確認しておきます。それから先ほどの一々についての契約金額ももう一度、確認しておきます。

それから後先になるかも分かりません。重複も許していただいて、少々のご事情は辛抱していただきたいと思います。現在、設置されて電話関係は使用されております。今後、ネットや防災無線、テレビは今、問題があると聞きましたけれども、利用が可能になった場合、その利用方法の分からない人はたくさん出ております。私のところに苦情が何人もきておりますが、その都度、役場に聞き合わせるように説明をしておりますが、また、そういう光設置にこと付けて、電話やこういう声も聞きました。分からないような勧誘のようなものがきていると、こういうことに入って下さいというようなね、そういうことも今後、また増えてくるかも分かりません。高齢者のところには、あるいは知らない人のところにも、そういう訪問による振り込め詐欺のような類似したようなものが起こらないようにするためにも、警戒周知などもお願いしたいなという

考えを持っておりますが、こういうことは考えておりませんか。お聞かせ願いたいと思います。

それから工事が3月15日、こちらは3月22日に終了しますが、その後、こういう苦情、あるいは問合せ、説明を求めてくる住民さんに対してこれはどこが対応するのでしょうか。今までであればNTT、あるいは町が対応しておりますが、これは工事終了後はどこになるのでしょうか。お聞かせ願いたいと思います。各家庭へこの間のようなお二人雇って説明するという事になれば、大変な出費がかさむと思いますが、そういうことも踏まえてお聞かせ願いたいと思います。

それから1月31日で一応、申込みは締め切っていますが、それ以降についての申込分は、その費用については今後、補正されていくということになるのでしょうか。その分も予想されて組まれているものかどうかお聞かせ願いたいと思います。

それから供用開始後、これは予算に関係ないとまたブーイングが出るかも分かりませんが、供用開始後の運営及び維持管理、維持費用などについての収支の説明をお願いしたいと思います。いくらを見込んでいるのか。また費目別にできればお聞かせ願いたいと思います。以上、質疑を終わります。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致しますが、数字的なことはあとで、総務課長から説明があると思います。まず、お詫びを申し上げますが、資料ですね、毎回お叱りを受けておるところでございます。予算書に少しでもできるだけ資料を提出するという事で努力していきたいと思っておりますのでご容赦願いたい。今回はひとつ大目に、ひとつよろしく願いたいと思います。それとたくさんありましたので、答弁漏れにもなるかも知れませんが、1週間程前にインターネットを通じてテレビが無料で見れるとかいろいろな電話があるようでございます。早速、インターネットの申込みをしている世帯につきましては注意喚起の文書を発送させていただいております。また今後も似たような事例もあろうかと思っておりますので、この2月、3月供用開始に向けての試験放送もしていかなければなりませんので、そういった中で対処方法も含めて検討していきたいと考えております。

それと4月以降の加入者に伴う工事費でありますとか、負担をどうするのかとのご質問と思いますが、これは当初予算にいくらかの単独事業費工事分で計上をさせていただいております。その中でまた、いろんなケースが出てくると思います。個々に。想定外の相談を受けることもあろうかと思しますのでその都度、補正対応していきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと思います。私からは以上でございます。

議長

(小野 正路議長)

総務課長。

総務課長

(奈良崎 幸一総務課長)

私からは聞き取れなかった部分もあるんですけど、その中で説明をさせていただきます。変更額の内容の説明につきましては、これだけ設計書、赤、黒あります。これを全部説明しなさいというたら、何時間も掛かります。今言ったのは私の説明の中で、一番最初に言ったのは主な変更の内容でございますので、この金額を主にと言われたら、これ全部一々、(自席より主な項目の分を説明して下さいとの発言あり。)それにつきましては、今の時点では計算機を持ってきて出さないけません。諸経費も計算をしないといきません。この部分について、一番大事なことは直接工事費がありまして、そのあとに諸経費が付きます。それに請負更正費とかいろいろとありますので、その計算をして出せと言われてれば後日出します。そういうことであれば後日お答え致しますので、(自席より発言あり。)回します。それも主なもので構いませんか。(自席より発言あり。)主なもので、そうでないとこれだけありますので。

続きまして、IP告知端末の1,668台についてでございます。これにつきましては私の考え方としましてですけど、IP告知の個人と法人、それに公共が1,620台でございます。それとその後には防災無線子局用が33台、あとは保守用の整備でございます。それがその差引になると思います。IP告知の分の個人用につきましては1,163台、保守用の備品用が54台、防災無線子局が33台で計1,250台になっております。工期につきましては変更の減額とは比例は致しません。工事内容、工事の進捗とか日程につきましては、工期の変更をしております。減額したから工期が減るのかということでもなく、その工事現場によってこの工期も違ってきますので、そのことについてはご理解のほどよろしくお願い致します。

もう一つ、1月31日に申込みの済んだあとに申込みがきているのかということもあるんですけど、今のところ4, 5件きております。4月以降の工事が4, 5件残っております。なぜかというと、その申込みがあったんですけど、その前にも申込者がおりまして、ただ工事が5月の連休にさせていただきたいという人がおります。どうしてもこの中には載せられなかった方、2月1日や2日に申込みされた方は無理矢理入れたんですけど、この4件につきましては4月以降になりますので、その費用につきましては先ほど町長が言いましたように、当初予算で計上することになっております。その他の経費につきましても25年の当初予算に経費を見込んでおりますので、その時には皆さんの方でご審議をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いを致します。以上です。

議長

(小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番

(田島 毅三夫君)
何点かお聞き致します。私が個々についての金額をお聞きしたのは、例えばこの9億なんぼで1, 668台を予定して、9億5, 865万円で契約の締結をしていたということであれば、単純に計算をして、もちろんケーブルやいろいろあるんですが、仮に告知端末だけを取り上げて単純計算すると、例えばそれで割った場合には40万、あるいは50万という金額が出るんですよね、1台当たりの。それ掛ける467台の減数となれば数億というような億が付く金額になるんですが、それが減額されずに5億5, 900万ぐらいの減額で終わっているというところに疑問を持ったわけです。これだけのIP端末が減っているのに5, 952万円という金額は少ないのではないかと、そう疑問を持ったもので今、その一つ一つのケーブル、あるいは端末の契約金額を聞かせて下さいとお願いしたんですよね。そして1基当たり、あるいは1メートル当たりの単価を出していただきたいとそう言ったんですが、それは今、資料がないようです。これは宿題としておきますので、これはまたあとに出していただきたいと思っております。それから町長はこの光の事業を12億という高額な、町にとっては大変大きなお金を使って、やるに当たって、東洋町の再生といいますか、産業再生、あるいは振興を図ると言われております。それを期待して私たちも今、見ているんですけども、約1, 620世帯のうち1, 163世帯しか申込みがなかった。約72パーセン

トしか申込みがなかった。ということはあと約28パーセントの方がこの恩恵にあずかる、あるいはこの光ケーブルと関係ない方が出るわけですよ。そうなりますと、私はこの12億使った事業というのが、仮にそれが1,163世帯で割りますと、1世帯当たりの費用が約100万円ということになります。確かにこの事業を始めるときに、これからは 아이폰時代になると、これは光が必要ないのではないか、あるいは私たちは要らないというような反対もあったわけですよ。ところが私はそれは時代に応じていかなければならないという考えで賛成してきました。また、町長からも執行部からもよそがやっている、あるいはそれによって町長が先ほど言ったように、町勢浮揚を図っていくという説明があり、我々、議会も賛成したわけですが、ところがそれだけの未加入者にとっては、一人当たり100万円も使ってこれを入れるということに、いまだにやはり根強いといいますか、反対もあります。苦情も聞いております。そういうそのことによって、今回のメガソーラーの導入においても町が過疎債を入れられなかったと、その過疎債の枠を既に光によって使い切っており、もうそれを入れられなかったという苦情もありました。(議長席より発言あり。) ご心配掛けてすみません。そういうこともありました。私が言いたいのは費用を掛けたことによって東洋町の産業、あるいは町勢浮揚ができなくなる。費用的にできなくなるようなことであれば大変だということをお願いなんですよね。だから、こういう批判を払拭するためにも光を活用した町活性化、つまり活性化というのは言わせてもらえば、町民の収入の増加と所得の向上、これしかないと思っているんですが、町勢浮揚、活性化というのはね。それをどのようにしてこの光を使って達成していくのか、毎回のようになんていうことを言って申し訳ございませんけれども、いよいよ締結する間際になって今後、これから供用していくんですが、それに当たって町長の考えをお聞かせ願いたい。それも机上論とかこうやったら良いとか、ああやったら良いとかいうことではなくて、実現可能な具体策をお聞きしたい。これが再問の一つでございます。

それからこれは提案でございます。このネットを活用して浮揚を図るという公約を実現するためにはまず、このネット人口を増やさなければなりません。これは私の考えでございますけれども、ただ一つの大きなネックは月5,000円の使用料が必要であると聞いております。これに対して行政が何らかの支援をしていただけないかということでございます。それから今後、そのネットに取り組みたい、あるいはやっていきたい、

そしてまたいろいろと広げていきたいという方に対する報酬とか、あるいは技術的なもののね、そういう支援を何らかの形でできないか、町が。その考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

それからお聞きしておきますが、この光関連事業12億96万円から7,282万円が減額されましたが、この減額分はどの歳入のどの部分から減額をされたのか。補助もありましたね。それから過疎債使いました。町単独負担もあったと思います。この費目7,282万円がそれぞれどれぐらいずつそれから減額されるのか。全て町負担分が減額されたらうれしいんですが、そのことを説明願いたいと思います。再問以上で終わります。

議長

(小野 正路議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答え致します。確かにご指摘のとおり、この光ケーブル事業を導入することによりまして町の浮揚策、それは様々な活用方法があると思いますけれども今、具体的に一つずつのことはなかなか言えないわけですが、まず、インターネットの普及には力を入れていきたいというふうには思っております。その中で、今の負担で5,000円前後のお金が掛かるということもございます。これについては何らかの支援措置はないのかとご質問もあったと思いますが、そういったことも将来的には考えていかなければならないとは思っておりますが、これは現在、使用している方々との不公平感、直ちに町が支援するということでは今現在、使用されている方々との不公平感というのはいかがなものかなということもございますので、時期を見てそういったことも検討課題ではあるとは認識は致しているところでございます。それとこのインターネットの活用について産建委員会で他町村へも視察に行くというお話も聞いております。様々な活用策の中で画期的な活用方法が、まず、一つの事例としてできれば普及も促進していけるのではないかなというふうにも思っておりますし、それを町が主導的な役割を果たしていかなければならないというふうにも考えております。現在、東洋町の人口は2,960人ということになっております。1月末日で2,960人。これは外国人登録人口も含めての人口でございます。そういうような人口減少の中で多額の予算をつぎ込んでどうしてもやりたいということやって

いるわけでございますので、これが活用がされないということであればなかなか厳しいものがありますが、そういうことにならないように補正予算なり、いろんなの検討もしていけないかと思っております。それと第2の目的と致しましては防災対策ということも兼ねております。このIP告知を使って、今の防災無線外局での放送が聞けないという状況が、聞こえにくい、あるいは聞けないというような状況もございます。これが家屋の中でも聞けるといところに今回のメリットもございます。一つの目的でございます。防災対策上のこともございますので、できるだけこのIP告知盤に関しましては全戸配布ということを目的として取組んできた経緯があるわけです。これが加入していただけない、そのIP告知盤も設置ができない、あるいは要らないという方もいるかも分かりませんが、そういう様々な要因、原因の分析もして、今後の課題として取組んでいきたいというふうには考えておりますのでご理解を願いたいと思います。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)
総務課長。

総務課長 (奈良崎 幸一総務課長)
私からは、5千なんぼの減額についての補助金とか、単独分の詳細が分からないのかということでございますが、現時点では、今のところ資料がありませんのでまだ、これは変更でございまして、まだ実績が最後の最後にきちんとしたものが最後に、まだ微妙な変更が出てきますので、その中で詳細も全てきちんとして出てきますので、そのあとに報告させていただきたいと思います。これも工期がありまして、工期のときにはきちんとしてできまして、それから補助対象につきましても全部、実績報告をしないといけませんので、その点につきまして後日、ご報告させていただきますのでよろしくお願い致します。

議長 (小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番 (田島 毅三夫君)
今、課長から最後にそういう答弁がございました。変更というから今後、完了後という言葉でございましたが、結局しかし、こういう変更

による減額を議会において審査をしているわけですよ。ところがその変更によってどのくらい下がったという金額が出ているんですよ。だから私は聞いているんですよ。この金額を算定するには根拠と申しますか、その積算したものがあるはずですからね。その一つ一つについてお聞きしたいわけです。これは、今ないようですよ。これはのちほどいただきます。それから町長からも縷々答弁いただきました。私が一番気になっていることは、これだけのお金を使って工事が終わりかけているのに、いまだにこれを使った町勢浮揚策が目に見えてこない、こういうことを言っているんですよ。だから泥縄ではなくて、こういう事業をするときにはもう既にその時にこうしてこれを使ってこうしていくんだ、ああしていくんだという現実的な計画を作って、その上で練っていかねばならない。やったあとでこれを使って考えていったら良いというようなやり方が行政としては問題がある。前町長当時の生ゴミやホームセンターやそれから冷凍、高齢者住宅のような、そういう轍を踏まないためにも今後早急、至急に計画を練っていただきたい。また我々もいろいろと提案もさせていただきたいと思います。それから一つだけこれで質問を終わっておきますけれども、その一つの自分の案ですが、これを使って町勢浮揚をさせていくためには、私は自分がそのときに賛成した当初に、まず考えたのは東洋町の特産品を作る。地場産品を使って、加工品に加工してそれをネットで販売していくと、単純でございますけれどもまず、それを第一番目に考えたんですよ。それをやれば全国的に町内のある柑橋をやっている人がおられますが、真似をするというわけではありませんけれども、そういう形で全国、あるいは世界にでもね、ゆくゆくはそういう販売が、販路が拡大していけるのではないかと、そういうことを考えたんですよ。もしそういうことも一つの選択肢として町長が考えておられるようであれば25年度には至急、早急にこの加工所の設置、あるいは生産そういうことについても力を入れていただきたい。そしてこのネットを使って町勢浮揚を図っていただきたい。これをお願いしておきたいと思います。それから住民さんからも、何人からもお聞きしました。自分自身も確認しましたがけれども、現在あります東洋町のホームページですよ、これを今ネットで流しておりますが、こういうものをもう少し柔らかい肩のこらないような内容にできないかという提案でございます。また、Iターン、Uターン、あるいは遊びに来たくなるようなアピール性の高いもの、そういうものにリニューアルしていただけないか。これをネットでどんどん流して、この光を使って流していただいて全国

に、そしてできれば名所や旧跡、特産品、そして夕日、朝日（議長自席より発言あり。）そしたら質問にします。質問にして聞きます。そういうものを東洋町をアピールする1時間くらいの、東洋町全てが分かるくらいの本格的なCDと言いますか、昔で言えばビデオですね。そういうものを作っていったらどうか。そう考えておりますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。これやったら良いんでしょ。

議長

（小野 正路議長）

町長。

町長

（松延 宏幸町長）

お答え致します。お答えしやすいところから一つ。現在もホームページにつきましてはあんなものはホームページとは言えないというようなご批判もいただいております。実際のところ。ですから観光振興協会を立ち上げたときにまず、ホームページを直して下さいということでいろんな民宿でありますとか、いろんな宣伝も入れまして少しずつ改良を加えていっている段階でございますのでひとつよろしくお願ひしたいと思います。これを機会に光ケーブルが普及していくというときに様々な改良を加えていかないかということ、25年度にも若干の予算を組んでいるというふうに聞いております。それとインターネットの活用方法でございますが、これは様々な、一言ではなかなか言えない部分もあるわけですが、今、ご指摘のありましたようなことはもう既に各農家の方が取り組んでおります。なおかつ雇用者までインターネットでやっているということも聞いております。ただそれをどういうふうの一つのものにまとめていって、町全体が取り組んでいっているんだというふうな方向に持っていきたいという思いがあります。個々に今、インターネットを活用して自宅から販売をしているやり方も実際あります。そういった方々が増えてくれば、またそういう場を町がご意見なりいただきながら一つのものにしていきたいというふうな思いもございませぬので、様々なご提案をまたひとつよろしくお願ひしたいと思います。以上でよろしいでしょうか。すみません。

議長

（小野 正路議長）

他に質疑はありませんか。（自席よりなしの発言あり。）質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論は

ありませんか。(自席よりなしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号、東洋町光ケーブル整備事業通信・伝送路施設工事請負変更契約の締結についての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(8:0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

少休します。

(休憩時間：10時59分)

再開します。

(再開時間：10時59分)

議長権限といいますか、当初、松本議員さんが急な用事があるということで11時に退席させていただきたいということで、退席をしていただきます。これで確認をしておきます。3号議案も松本議員は賛成ということでお聞きしたその確認を議運の副委員長に確認をしてもらいましたので。(自席より発言あり。)

休憩。

(休憩時間：11時00分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

(再開時間：11時01分)

日程第4、議案第3号、東洋町光ケーブル整備事業放送施設工事請負変更契約の締結について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、田島毅三夫君。

7番

(田島 毅三夫君)

先ほどは、混同して申し訳ございませんでした。1点、2点聞いておきますが、勉強不足でございます。ご指導願いたい。光電変換装置、どこで切ったら良いのかな。これは設置した所、2つ機器が付いておりますね。どちらですか。どちらがどちらか自分が分からないのですが、黒いのと白いのとありますが、それを一つお聞かせ願いたいと思います。それからこれが先ほどの同じ質問でございます。課長にお聞かせ願いたいが、370台減になりましたが、この1,733万円の減額のうちこ

れはどれぐらいになっているのか。それぞれの金額を聞きたい。もう一つ、設置位置の変更ですよね。野根八幡宮付近から野根漁協付近にこのアンテナ基地が変更されたと、それによってどれぐらい減額されるのか。また、その理由をお聞かせ願いたいと思います。以上です。

議長 (小野 正路議長)
総務課長。

総務課長 (奈良崎 幸一総務課長)
田島議員のご質問にお答え致します。アンテナの位置につきましては電波を拾うためにたぶんここでいけるだろうということでやっておりましたが、やはり光の中でいろいろと一応、関西波のことも考えまして、いろいろとやっておりましたけど、調査した中でどうしても拾いにくいと、定期的に拾わないといけないので、そこでずっと調べておりましたら丁度、野根漁協の付近で拾えるということで、そこの方に設置を替えました。あと光電変換装置につきましてはたぶん宅内の中に白のIP端末機とそれに黒のホームゲートウェイと、その下側にもう一つ黒のこれぐらいのこのテープレコーダーぐらいのものがああります。これが変光装置でございます。以上でございます。

議長 (小野 正路議長)
7番、田島毅三夫君。

7番 (田島 毅三夫君)
今、資料がないということで宿題とさせていただきますが、本来なら我々議会は金額もきちんと説明を受けてね、ここで可否を判断するのが本来なんですよ。ただ今回こういうことで減額ということでありますので賛成はしますけれども、今後はこういうことはなくしていただきたいと思います。それから1点お聞きしますが、先ほどの議運の中でテレビのことが出ましたね、この関西波を拾えなかったと今、言われたもので少しお聞きしておきますが、これは関西波は結局、無理なんでしょう。それをアンテナを替えたとしてもどうなんですか。関西波が配信していただけないという説明がありましたのでその確認だけしておきます。最後です。

議長 (小野 正路議長)
総務課長。

総務課長 (奈良崎 幸一総務課長)

再問にお答え致します。多分、議運の中で説明致しましたが、今、私の考え方の中では先に高知県の民放さんの再送信の同意をいただいて、それから関西波の放送1局ぐらいはどうしても取りたいということでもありますので、二重的に投資するわけにはいきませんので、もうこの時点で関西波が取れるところにアンテナを設置したと、先に時間は掛かりますけど、県内波の再信、同意をいただいてそのあとから関西波の方をお願いしたいと、難しいですけど時間が掛かりますけどよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 (小野 正路議長)

田島毅三夫議員の質疑が終わりました。他に質疑はありませんか。(自席よりなしの発言あり。) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。(自席よりなしの発言あり。) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号、東洋町光ケーブル整備事業放送施設工事請負変更契約の締結についての件を挙手により採決致します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員(7:0)であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて本日の会議を閉じます。これで、平成25年第2回東洋町議会臨時会を閉会致します。どうもお疲れ様でございました。

(閉会時間：11時09分)